



2024年 **4** 月から

企業ウェブサイトの アクセシビリティ対応が 本格的にスタートしました。

ウェブサイトのアクセシビリティ対応とは、視聴覚や手・腕の動きに障害があったり、加齢により機能が低下したりしても、何らかの代替手段によって健常者や若者と同様にWebサイトの閲覧・操作等ができることを指します。これまでは公的機関にのみ義務付けられていましたが、2021年6月の改訂で民間事業者の義務も公共機関と同等に格上げすることが決定されていました。

ウェブアクセシビリティ 義務化の流れ



ウェブアクセシビリティ対応 = ホームページのバリアフリー化とは

- 01 ウェブアクセシビリティ根拠となる法律
「障がい者基本法」「障がい者差別基本法」
- 02 障害を理由としてサービスの提供を正当な理由なく拒否・制限した場合において障害者が対応を求めた場合、公的機関や事業者は、過重な負担が要求されない限りこれに対応する(合理的配慮)義務が課せられる。
- 03 義務の遵守に関して主務大臣から求められた報告をしなかったり、虚偽の報告をしたりした場合、20万円以下の過料が課せられる。



check 公的機関ホームページに義務が課せられている内容

- 01 ウェブアクセシビリティ方針を策定し、公開する。
- 02 JISX8341-3の適合レベルのいずれに準拠しているかの試験を実施し、結果を公開する。
- 03 1年に1回、ウェブアクセシビリティ取組確認・評価表を公開する。



詳しくは担当者までお気軽にお問い合わせください。

